

職員給与規程の変更について  
(案)

2019 年人事院勧告に準じて、別紙のとおり職員給与規程の変更を行う。

施行日：2020 年 1 月 22 日

ただし、住宅手当に関する第 12 条の規定は 2020 年 4 月 1 日より施行する

以上

【添付資料】

別紙：職員給与規程 変更案 新旧対照表

職員給与規程 変更案 新旧対照表

(別紙)

変更前	変更後
<p>第1条～第11条 (略)</p> <p>(住宅手当)</p> <p>第12条</p> <p>住宅手当は、自ら居住するために住宅(貸間を含む。)を借り受け、月額<u>12,000円</u>を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(国等からの出向者等であって、国等から貸与された宿舎に居住している職員及び父母又は配偶者の父母が居住している住居の一部を借り受けてこれに居住している職員を除く。)に支給する。</p> <p>2 住宅手当の月額、次の各号に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額とする。</p> <p>一 月額<u>23,000円</u>以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から<u>12,000円</u>を控除した額</p> <p>二 月額<u>23,000円</u>を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から<u>23,000円</u>を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が<u>16,000円</u>を超えるときは<u>16,000円</u>)を11,000円に加算した額</p>	<p>第1条～第11条 (略)</p> <p>(住宅手当)</p> <p>第12条</p> <p>住宅手当は、自ら居住するために住宅(貸間を含む。)を借り受け、月額<u>16,000円</u>を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(国等からの出向者等であって、国等から貸与された宿舎に居住している職員及び父母又は配偶者の父母が居住している住居の一部を借り受けてこれに居住している職員を除く。)に支給する。</p> <p>2 住宅手当の月額、次の各号に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額とする。</p> <p>一 月額<u>27,000円</u>以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から<u>16,000円</u>を控除した額</p> <p>二 月額<u>27,000円</u>を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から<u>27,000円</u>を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が<u>17,000円</u>を超えるときは<u>17,000円</u>)を11,000円に加算した額</p>
<p>第13条～第21条 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第22条</p> <p>(略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 勤勉手当の額は、それぞれの基準日現在(基準日前1ヶ月以内に退職又は解雇(懲戒解雇は除く。)にあつては、退職又は解雇した日。)</p>	<p>第13条～第21条 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第22条</p> <p>(略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 勤勉手当の額は、それぞれの基準日現在(基準日前1ヶ月以内に退職又は解雇(懲戒解雇は除く。)にあつては、退職又は解雇した日。)</p>

において職員が受けるべき本給月額及びこれに対する地域手当の月額  
の合計額を勤勉手当基礎額として、別表3に定める期間率及び次の各  
号に掲げる成績率を乗じて得た額を支給する（第4条別表2の適用を  
受ける職員については、別表4に定める額に期間率を乗じて得た額を  
支給する）。この場合において、支給する勤勉手当の総額は、職員の勤  
勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在において受けるべき  
扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した  
額に100分の92.5（第4条別表2の適用を受ける職員を除く。）  
を乗じて得た額の総額を超えない範囲とする。

- 一 直近の評定（基準日以前における直近の能力評価及び業績評価をい  
う。以下同じ。）が特に優秀である職員 100分の112.5以上100分の185以下
- 二 直近の評定が優秀である職員 100分の101以上100分の112.5未満
- 三 直近の評定が良好である職員 100分の89.5
- 四 直近の評定が良好でない職員 100分の89.5未満
- 4（略）

第23条～第24条（略）

附則（略）

附則（平成27年7月15日）（略）

附則（平成27年9月2日）（略）

附則（平成28年3月23日）（略）

附則（平成29年2月15日）（略）

附則（平成29年3月29日）（略）

附則（平成29年5月12日）（略）

附則（平成30年2月7日）（略）

附則（2019年1月24日）（略）

において職員が受けるべき本給月額及びこれに対する地域手当の月額  
の合計額を勤勉手当基礎額として、別表3に定める期間率及び次の各  
号に掲げる成績率を乗じて得た額を支給する（第4条別表2の適用を  
受ける職員については、別表4に定める額に期間率を乗じて得た額を  
支給する）。この場合において、支給する勤勉手当の総額は、職員の勤  
勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在において受けるべき  
扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した  
額に100分の95（第4条別表2の適用を受ける職員を除く。）を乗  
じて得た額の総額を超えない範囲とする。

- 一 直近の評定（基準日以前における直近の能力評価及び業績評価をい  
う。以下同じ。）が特に優秀である職員 100分の115以上100分の190以下
- 二 直近の評定が優秀である職員 100分の103.5以上100分の115未満
- 三 直近の評定が良好である職員 100分の92
- 四 直近の評定が良好でない職員 100分の92未満
- 4（略）

第23条～第24条（略）

附則（略）

附則（平成27年7月15日）（略）

附則（平成27年9月2日）（略）

附則（平成28年3月23日）（略）

附則（平成29年2月15日）（略）

附則（平成29年3月29日）（略）

附則（平成29年5月12日）（略）

附則（平成30年2月7日）（略）

附則（2019年1月24日）（略）

附則（２０２０年１月２２日）

（施行期日）

第１条 この規程は、２０２０年１月２２日から施行し、２０１９年４月１日から適用する。ただし、住宅手当に関する第１２条の規定は２０２０年４月１日より施行する。

（勤勉手当に関する特例）

第２条 ２０１９年６月に支給する勤勉手当に関する第２２条第３項の規定については、次の各号に掲げるとおり、それぞれ読み替えて適用する。

一 柱書 「１００分の９５」とあるのは「１００分の９２．５」と読み替える。

二 第１号 「１００分の１１５以上１００分の１９０以下」とあるのは「１００分の１１２．５以上１００分の１８５以下」と読み替える。

三 第２号 「１００分の１０３．５以上１００分の１１５未満」とあるのは「１００分の１０１以上１００分１１２．５未満」と読み替える。

四 第３号 「１００分の９２」とあるのは「１００分の８９．５」と読み替える。

五 第４号 「１００分の９２未満」とあるのは「１００分の８９．５未満」と読み替える。

２ ２０１９年１２月に支給する勤勉手当に関する第２２条第３項の規定については、次の各号に掲げるとおり、それぞれ読み替えて適用する。

一 柱書 「１００分の９５」とあるのは「１００分の９７．５」と読み替える。

二 第１号 「１００分の１１５以上１００分の１９０以下」とあるのは「１００分の１１７．５以上１００分の１９５以下」と読み替える。

三 第２号 「１００分の１０３．５以上１００分の１１５未満」とあ

るのは「100分の106以上100分117.5未満」と読み替える。

四 第3号 「100分の92」とあるのは「100分の94.5」と読み替える。

五 第4号 「100分の92未満」とあるのは「100分の94.5未満」と読み替える。

別表1  
本給表（一）

職務の級	1級	2級	3級	4級
号俸	本給	本給	本給	本給
1	<u>194,000円</u>	<u>230,000円</u>	<u>263,000円</u>	<u>299,700円</u>
2	<u>195,800</u>	<u>231,600</u>	<u>264,900</u>	<u>302,000</u>
3	<u>197,600</u>	<u>233,100</u>	<u>266,700</u>	304,200
4	<u>199,400</u>	<u>234,700</u>	<u>268,800</u>	306,100
5	<u>200,900</u>	<u>236,100</u>	<u>270,500</u>	308,400
6	<u>202,700</u>	<u>237,800</u>	<u>272,400</u>	310,600
7	<u>204,500</u>	<u>239,300</u>	<u>274,300</u>	312,900
8	<u>206,300</u>	<u>240,900</u>	<u>276,400</u>	315,000
9	<u>207,900</u>	<u>242,100</u>	<u>278,400</u>	317,100
10	<u>209,700</u>	<u>243,600</u>	<u>280,400</u>	319,300
11	<u>211,500</u>	<u>245,200</u>	<u>282,500</u>	321,400
12	<u>213,300</u>	<u>246,600</u>	<u>284,500</u>	323,300
13	<u>214,700</u>	<u>248,100</u>	<u>286,500</u>	325,300
14	<u>216,500</u>	<u>249,600</u>	<u>288,600</u>	327,300
15	<u>218,200</u>	<u>250,900</u>	<u>290,600</u>	329,300
16	<u>220,000</u>	<u>252,300</u>	292,600	331,000
17	<u>221,700</u>	<u>253,800</u>	294,400	333,100

別表1  
本給表（一）

職務の級	1級	2級	3級	4級
号俸	本給	本給	本給	本給
1	<u>195,500円</u>	<u>231,500円</u>	<u>264,200円</u>	<u>300,000円</u>
2	<u>197,300</u>	<u>233,100</u>	<u>266,000</u>	<u>302,200</u>
3	<u>199,100</u>	<u>234,600</u>	<u>267,800</u>	304,200
4	<u>200,900</u>	<u>236,200</u>	<u>269,900</u>	306,100
5	<u>202,400</u>	<u>237,600</u>	<u>271,600</u>	308,400
6	<u>204,200</u>	<u>239,300</u>	<u>273,400</u>	310,600
7	<u>206,000</u>	<u>240,800</u>	<u>275,200</u>	312,900
8	<u>207,800</u>	<u>242,400</u>	<u>277,200</u>	315,000
9	<u>209,400</u>	<u>243,500</u>	<u>279,200</u>	317,100
10	<u>211,200</u>	<u>245,000</u>	<u>281,200</u>	319,300
11	<u>213,000</u>	<u>246,600</u>	<u>283,100</u>	321,400
12	<u>214,800</u>	<u>247,900</u>	<u>285,000</u>	323,300
13	<u>216,200</u>	<u>249,400</u>	<u>287,000</u>	325,300
14	<u>218,000</u>	<u>250,800</u>	<u>288,900</u>	327,300
15	<u>219,700</u>	<u>252,100</u>	<u>290,800</u>	329,300
16	<u>221,500</u>	<u>253,500</u>	292,600	331,000
17	<u>223,200</u>	<u>255,000</u>	294,400	333,100

18	<u>223,400</u>	<u>255,400</u>	296,400	335,100
19	<u>225,000</u>	<u>257,100</u>	298,500	337,200
20	<u>226,600</u>	<u>258,900</u>	300,500	338,600

別表2～別表3（略）

別表4

職務の級	勤勉手当			
	特に優秀	優秀	良好	良好でない
5級	<u>1,465千円</u>	<u>1,354千円</u>	<u>1,240千円</u>	<u>1,128千円</u>
6級	<u>1,804</u>	<u>1,635</u>	<u>1,465</u>	<u>1,298</u>
7級	<u>2,255</u>	<u>2,029</u>	<u>1,804</u>	<u>1,579</u>
8級	<u>2,818</u>	<u>2,535</u>	<u>2,255</u>	<u>1,974</u>

※この表の適用者の勤勉手当は、業績評価及び能力評価に基づき4段階の中から決定。

別表5～別表6（略）

以上

18	<u>224,900</u>	<u>256,500</u>	296,400	335,100
19	<u>226,500</u>	<u>258,200</u>	298,500	337,200
20	<u>228,100</u>	<u>260,000</u>	300,500	338,600

別表2～別表3（略）

別表4

職務の級	勤勉手当			
	特に優秀	優秀	良好	良好でない
5級	<u>1,482千円</u>	<u>1,370千円</u>	<u>1,254千円</u>	<u>1,141千円</u>
6級	<u>1,825</u>	<u>1,654</u>	<u>1,482</u>	<u>1,313</u>
7級	<u>2,281</u>	<u>2,052</u>	<u>1,825</u>	<u>1,597</u>
8級	<u>2,850</u>	<u>2,564</u>	<u>2,281</u>	<u>1,997</u>

※この表の適用者の勤勉手当は、業績評価及び能力評価に基づき4段階の中から決定。

別表5～別表6（略）

以上